

「令和5年度とくしま共に生きるフェスタ」開催業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

人権に関する各種啓発事業を一体的、総合的に実施するイベントを開催することにより、広く県民に対して、基本的人権の尊重とその擁護について正しい理解を深める機会を提供するとともに、人権尊重思想の普及高揚を図る。

2 業務概要

- (1) 業務名：「令和5年度とくしま共に生きるフェスタ」開催業務
- (2) 履行期間：契約締結日から令和6年3月15日（金）まで
- (3) 業務内容：「令和5年度とくしま共に生きるフェスタ」開催業務に係る仕様書のとおり

3 委託事業費上限額

4, 200千円（消費税及び地方消費税を含む）
ただし、次の経費は含まない。

- ・会場借り上げ
- ・新聞広告掲載
- ・講演会講師報償・旅費
- ・新規動画作成

4 参加資格要件

次に掲げるすべての事項を満たす者とする。

- (1) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者のうち、次のア、イの条件を満たす者とする。
 - ア 営業種目「R5 イベント」登録業者
 - イ 営業品目「R501 イベント企画」、「R502 会場設営」、「R503 イベント運営」登録業者
- (2) (1)の審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社若しくは支社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを行っていない又は申し立てがなされていない者及びこれらの手続中でない者であること。

- (6) 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
- ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - エ 暴力団の構成員等
- (9) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する団体等適当でないと認められる者でないこと。
- (10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (11) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。
- (12) 徳島県の県税（法人事業税、法人県民税等）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納していない者であること。
- (13) 本事業に係る説明会及び会場見学会（令和5年7月26日（水）開催）に参加した者であること。

なお、本プロポーザル参加有資格者が、同じく参加資格を有する協同組合の組合員である場合は、選定の重複を回避するため、協同組合単位で参加を申し込むこと。

5 説明会及び会場見学参加申込の受付

説明会及び会場見学会に参加を希望する者は、「令和5年度とくしま共に生きるフェスタ」開催業務公募型プロポーザル説明会等参加申込書（様式1、以下「説明会等参加申込書」とする。）を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年7月21日（金）午後3時（期限必着）

期限までに「説明会等参加申込書」（様式1）の提出のない場合、説明会及び会場見学会に参加できない。

(2) 提出先・方法

徳島県男女参画・人権課（分室）（下記13参照）へ持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかにより提出するものとする。

なお、郵送、ファクシミリ及び電子メールによる場合は、送付した旨を電話連絡すること。

(3) 日時・場所

ア 説明会

日時：令和5年7月26日（水）午後2時から（受付午後1時30分から）

場所：徳島県立二十一世紀館（ミーティングルーム）

（住所：徳島市八万町向寺山 文化の森総合公園内）

イ 会場見学会

日時：令和5年7月26日（水）説明会終了後

場所：徳島県立二十一世紀館（イベントホール他）

(4) その他

ア 説明会及び会場見学会の参加人数は1社につき2名までとする。

なお、参加者多数の場合は人数制限をする場合がある。

イ 説明会に参加する際は、県ホームページに掲載している次の書類を持参すること。

- ・「令和5年度とくしま共に生きるフェスタ」開催業務公募型プロポーザル実施要領
- ・「令和5年度とくしま共に生きるフェスタ」開催業務に係る仕様書
- ・質問書（様式2）
- ・参加申込書（様式3）
- ・企画書（様式4）

なお、（様式2～4）は、未記入の状態でもよい。

ウ 会場への直接の問合せはしないこと。

6 質疑応答

(1) 提出期限

令和5年8月1日（火）午後5時（期限必着）

(2) 質疑方法

企画提案、仕様書等に関し質疑がある場合は、質問書（様式2）により行うこと。

質疑は、ファクシミリ又は電子メールでのみ受け付けるものとし、回答は説明会参加者全てに対し、質疑提出期限以降に行うものとする。

7 プロポーザル参加申込み

本プロポーザルへの参加資格を有する者で、参加を希望する者は参加申込書（様式3）を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年8月8日（火）午後5時（期限必着）

(2) 提出先・方法

徳島県男女参画・人権課（分室）へ持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかにより提出するものとする。

なお、郵送、ファクシミリ及び電子メールによる場合は、送付した旨を電話連絡すること。

8 企画書の提出

参加申込書（様式3）を提出した者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年8月18日（金）午後5時（期限必着）

(2) 提出先および方法

徳島県男女参画・人権課（分室）へ郵送又は持参により提出するものとする。

なお、郵送による場合は、送付した旨を電話連絡すること。

企画提案については、1社につき1案とする。

(3) 提出書類

ア 企画書（様式4）

- ・企画概要書により各項目ごとの概要を一覧にし、必要に応じて資料を添付すること。
- ・企画書の内容は「令和5年度とくしま共に生きるフェスタ」開催業務に係る仕様書を踏まえたものとする。
- ・経費見積書における項目ごとの算出根拠については、単価、数量等を詳細に記載すること。

イ 事業実績

直近3年で実施した同様の事業実績がわかるもの（実施主体は官民間わない）

ウ 企業概要

パンフレット等、企業の概要がわかるもの

エ その他

その他、企画内容等について補足するもの

(4) 提出書類の規格

- ・用紙サイズはA4
- ・提出書類には目次を添付して各項にページ番号を記載すること。
- ・書式及び枚数については任意

(5) 提出部数

10部（正1部・写し9部）

9 審査方法・項目等

提案のあった企画については、とくしま共に生きるフェスタ企画運営業者選定審査委員会により審査を行う。

なお、審査については非公開とする。

(1) プレゼンテーション

日 時：令和5年8月24日（木）

場 所：沖洲マリンターミナルビル2階マリンホール

その他：プレゼンテーションに要する時間は1社あたり20分程度とする。（参加業者数により時間は増減する場合もある。）

※プレゼンテーションに参加しなかった場合、辞退したものとみなす。

(2) 審査項目

主な審査項目については次のとおり。

- ・事業の趣旨の理解度
- ・企画の内容及び実現性
- ・来場者への配慮

10 審査結果

プレゼンテーションを行った者に対し、後日、企画の採否について書面で通知する。
なお、審査の経緯については公表しない。
また、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

11 委託契約の締結について

採用された企画については、別途協議の上、改めて委託内容を精査し委託契約を締結する。

12 その他

- (1) 提出された資料は、返還しない。
- (2) 企画提案に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (3) 企画内容及びイベント実施に際して、著作権法その他法令に抵触しないこと。

13 各種書類提出先・問合せ先

〒 770-0873

徳島市東沖洲2丁目1-4 沖洲マリンターミナルビル2階

徳島県未来創生文化部男女参画・人権課（分室） 人権担当 栢田

（電話）088-664-3701 （ファクシミリ）088-664-3712

（電子メール）danjosankakujinkenka@pref.tokushima.jp

※書類持参の場合の受付時間：9:30～18:15（日・月は休館日）